

格差社会の現状と対策 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

経済的な格差

・深刻な貧困の状況

日本の相対的貧困率は15.4%です。17歳以下の子どもの貧困率は11.5%で、約9人に1人の子どもが貧困状態にあることを意味します。ひとり親世帯などでは、この割合が44.5%と非常に高くなっています。

・所得格差を示す指標

令和3年のジニ係数を見ると、税金や社会保障による所得再分配前の「当初所得」では0.5700でしたが、再分配後の「再分配所得」では0.3813と改善が見られます。

・主な対策

児童扶養手当が2.7%増額されました。所得税の基礎控除額が58万円に引き上げられるなどの変更が予定されています。

働き方の格差

・非正規雇用と待遇の課題

令和3年度調査によると、母子世帯の母親の平均年間就労収入は236万円で、そのうち正規雇用の方は48.8%、パート・アルバイトなどの非正規雇用の方は38.8%です。

働き方の格差

・法律による整備の推進

同一労働同一賃金の原則に基づき、正社員と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などの待遇に不合理な差を設けることが禁止されています。2024年4月からは、有期契約で働く方の労働条件を明示するルールも強化されました。

教育機会の格差

・大学進学率

令和6年度の大学進学率は59.1%でした。一方、生活保護を受けている世帯の子どもの大学などへの進学率は、令和5年時点で47.5%と、全体と比較して低い状況です。

・教育費の負担軽減

高等教育の修学支援新制度により、住民税が非課税の世帯などを対象に、授業料や入学金の減額・免除、そして返済が不要な給付型奨学金が提供されています。

情報・地域・ジェンダーの格差

・情報格差の現状

インターネットを利用している人の割合は全体で86.2%です（令和5年）。しかし、高齢の方や世帯の年収が低い層では、利用率が低い傾向にあります。

・地域による経済・医療の格差

1人当たりの県民所得は、令和3年度では東京都が576万1,000円だったのに対し、沖縄県は224万円でした。また、人口10万人あたりの医師の数も地域によって偏りがあり、令和4年時点では最も多い徳島県で335.7人、最も少ない埼玉県では180.2人となっています。

・ジェンダー格差の国際比較

男女間の格差を示すジェンダーギャップ指数は、日本は146カ国中118位でした（2025年）。特に経済分野では112位、政治分野では125位と低い順位にとどまっています。